

# 甲州金運神社協力会契約書

株式会社hikari(以下「甲」という)と加入者(以下「乙」という)とは、次の通り甲州金運神社協力会(以下「本契約」という)を締結する。

## 第1条(目的)

甲は乙を、甲の甲州金運神社創建及び運営の協力会と指名し、乙は甲の甲州金運神社の創建及び運営の為の寄付金集めを目的とする。

## 第2条(協力会の表示)

乙は名刺やパンフレットなどに甲の協力会であることを表示する。

## 第3条(協力手数料)

乙の協力手数料は、寄付金額を集計し、甲は月末締め翌月末日までに、寄付金明細書の発送及び乙の登録された口座に振り込むものとする。

個別の手数料については、別途手数料覚書にて定めるものとする。

## 第4条(報告義務)

乙は、毎月月末締めにて、翌月10日迄に甲の指定した報告書を提出するものとする。

## 第5条(寄付金目標額)

1. 乙の寄付金目標額は、年間 万円とする。
2. 第1項の目標額は、毎年3月に甲乙協議の上決定することとする。

## 第6条(秘密保持)

甲及び乙は本契約に関連して知り得た相手方の情報、その他一切の秘密を、本契約期間中はもちろん、その終了後においても10年間は第三者に漏洩してはならない。

## 第7条(譲渡の禁止)

乙は、本契約上の地位及び本契約に基づく一切の権利もしくは義務を、甲の書面による承諾なく第三者に譲渡または担保の目的にしてはならない。

## 第8条(期限利益の喪失)

乙において次の各号に該当したときは、通知勧告を要せず、本契約及び個別契約より甲に対して負担する一切の債務について期限利益を喪失し、直ちに債務全額を支払うものとする。

1. 本契約または個別契約の条項に違反した時
2. 自ら振出し、または裏書きした手形及び小切手が一通でも不渡りとなった時
3. 破産、会社更生、民事再生の手続き開始の申し立てをなし、または第三者からこれらの申し立てされた時
4. 自らの債務不履行により、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分等の強制執行を受けた時
5. 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議した時
6. 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあるとみとめられる相当の理由がある時

#### 第9条(契約解除)

1. 乙が前条(第8条)に該当したときは何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
2. 乙が本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、当該期間内に履行しないときも同様とする。

#### 第10条(不可抗力免責)

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅延、履行不能はまたは不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

#### 第11条(有効期間)

本契約は、調印の日より5年間効力を有するものとする。ただし、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれからも別段の申し出がないときは、さらに5年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第12条(契約終了の処置)

本契約が終了したときは、乙は直ちに甲の協力会である旨の表示を中止するものとし、以後、甲の協力会である旨を表示してはならない。

#### 第13条(合意管轄)

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。